

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

| 改正後 | | 現行 | |
|------------------------------------|--|------------------------------------|-----------|
| 別表第2（第5条、第13条関係） 第1 建築物に関する整備基準 | | 別表第2（第5条、第13条関係） 第1 建築物に関する整備基準 | |
| 整備項目 | 整備基準 | 整備項目 | 整備基準 |
| 略 | | 略 | |
| 5 便所 | <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>用途面積が2,000平方メートル以上の公共的施設（共同住宅を除く。）には、次に定める基準に適合するよう便所を設けること。</u></p> <p><u>ア 不特定多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）をこれらの者が利用する階（直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階又は当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること</u></p> <p><u>イ 不特定多数利用便所は、特定の階に偏らないことその他の不特定かつ多数の者又は障害者、高齢者等が利用する上で支障がない位置に設けること。</u></p> <p><u>ウ 不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）においては、当該不特定多数利用便所のうち次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める数（当該階に設ける不特定多数利用便所の数が当該定める数より少ない場合にあつては、当該不特定多数利</u></p> | 5 便所 | (1)～(6) 略 |

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

| 改正後 | | 現行 | |
|-------|--|-------|--|
| | <p>用便所の数) 以上のものに、(2)に定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口を有する階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない場合においては、この限りではない。</p> <p>(ア) 便所設置階の床面積が10,000平方メートル以下 <u>の場合 1</u></p> <p>(イ) 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 <u>2</u></p> <p>(ウ) 便所設置階の床面積が 40,000 平方メートルを超える場合 <u>2 に 40,000 平方メートルを超える床面積 20,000 平方メートルごとに 1 を加えた数</u></p> | | |
| 6 駐車場 | <p>(1) 駐車場を設ける場合においては、全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車区画を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合においては、この限</p> | 6 駐車場 | <p>(1) 駐車場を設ける場合においては、全駐車台数が 200 以下の場合にあっては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合にあっては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車椅子使用者用駐車区画を設ける<u>こと</u>。</p> |

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

| 改正後 | | 現行 | |
|-----------|---|-----------|---|
| | <p>りでない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者用駐車区画は、当該車椅子使用者用駐車区画へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車区画に至る経路（(3)に定める構造の駐車場内の通路又は7の項(1)及び(3)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。ただし、屋根又はひさしを設けるためにやむを得ず当該距離が長くなる場合は、この限りでない。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、7の項(1)、(3)及び(6)に定める構造とすること。</p> | | <p>(2) 車椅子使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者用駐車区画は、当該車椅子使用者用駐車区画へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車区画に至る経路（(3)に定める構造の駐車場内の通路又は7の項(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。ただし、屋根又はひさしを設けるためにやむを得ず当該距離が長くなる場合は、この限りでない。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、7の項(1)から(3)まで及び(6)に定める構造とすること。</p> |
| 略 | | 略 | |
| 8 観覧席及び客席 | <p>(1) 観覧席又は客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者用部分を確保すること。</p> <p>ア 車椅子使用者用部分の数は、当該観覧席又は客席に設ける座席の数が400以下の場合には2以上、400を超える場合は2に400を超える座席の数200ごとに1を加えた数以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用部分は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> | 8 観覧席及び客席 | <p>(1) 観覧席又は客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者用の席を確保すること。</p> <p>ア 車椅子使用者用の席の数は、席の総数が100席以下の場合には1以上、100席を超え400席以下の場合には2以上、400席を超える場合は2に400席を超える席数200席ごとに1を加えた数以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用の席は、車椅子使用者が使用するために十分な床面積を確保すること。</p> |

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

| 改正後 | | 現行 | |
|----------------------|---|----------------------|---|
| | <p>(イ) <u>奥行きは、135センチメートル以上とすること</u></p> <p>。</p> <p>(ウ) <u>床は、水平とすること。</u></p> <p>(2) <u>観覧席又は客席を有する室の出入口から車椅子使用者用部分に至る当該室内の通路のうち、それぞれ1以上の通路は、次に定める構造とすること。</u> ア～ウ 略</p> | | <p>ウ <u>車椅子使用者用の席の床は、水平であること。</u></p> <p>(2) <u>観覧席又は客席を有する室の出入口から車椅子使用者用の席に至る当該室内の通路のうち、それぞれ1以上の通路は、次に定める構造とすること。</u> ア～ウ 略</p> |
| 略 | | 略 | |
| 20 増改築等における整備基準の適用範囲 | <p>特定施設の整備基準に係る部分の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする場合は、次に掲げる部分に限り1の項から19の項までの規定を適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道等から(1)の部分にある各室までの1以上の<u>経路（当該利用居室が8の項の劇場等の観覧席及び客席である場合にあっては、車椅子使用者用部分までの経路を含む。）</u>を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) (1)の部分にある各室（当該部分に各室が設けられていない場合にあっては、道等）から車椅子使用者用便房までの1以上の<u>経路（当該利用居室が8の項の劇場等の観覧席及び客席である場合にあっては、車椅子使用者用部分までの経路を含む。）</u>を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路</p> | 20 増改築等における整備基準の適用範囲 | <p>特定施設の整備基準に係る部分の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする場合は、次に掲げる部分に限り1の項から19の項までの規定を適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道等から(1)の部分にある各室までの1以上の<u>経路を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) (1)の部分にある各室（当該部分に各室が設けられていない場合にあっては、道等）から車椅子使用者用便房までの1以上の<u>経路を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路</u></p> |

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

| 改正後 | | 現行 | |
|--|---|---|--|
| <p>(5) 略</p> <p>(6) 車椅子使用者用駐車区画から(1)の部分にある各室（当該部分に各室が設けられていない場合にあつては、道等）までの1以上の経路（当該利用居室が8の項の劇場等の観覧席及び客席である場合にあつては、車椅子使用者用部分までの経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路</p> | | <p>(5) 略</p> <p>(6) 車椅子使用者用駐車区画から(1)の部分にある各室（当該部分に各室が設けられていない場合にあつては、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路</p> | |
| <p>第2～第4 略</p> <p>第5 建築物以外の駐車場に関する整備基準</p> | | <p>第2～第4 略</p> <p>第5 建築物以外の駐車場に関する整備基準</p> | |
| 整備項目 | 整備基準 | 整備項目 | 整備基準 |
| 駐車場 | <p>駐車場は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、第1の表の7の項(1)、(3)及び(6)に定める構造とすること。</p> <p>(4) 略</p> | 駐車場 | <p>駐車場は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、第1の表の7の項(1)から(3)まで及び(6)に定める構造とすること。</p> <p>(4) 略</p> |
| <p>別記第3号様式（第7条、第12条関係）</p> <p>施設整備項目表（建築物）</p> <p>（第1面）</p> | | <p>別記第3号様式（第7条、第12条関係）</p> <p>施設整備項目表（建築物）</p> <p>（第1面）</p> | |
| 略 | | 略 | |
| 略 | | 略 | |
| <p>（第2面）</p> | | <p>（第2面）</p> | |
| 略 | | 略 | |

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

| 改正後 | | | | 現行 | | | | |
|-------|--|------|----|-------|-------|------|----|--|
| (第3面) | | | | (第3面) | | | | |
| 略 | | | | 略 | | | | |
| (第4面) | | | | (第4面) | | | | |
| 整備項目 | 整備基準 | 整備状況 | 摘要 | 整備項目 | 整備基準 | 整備状況 | 摘要 | |
| 7 便所 | 略 | | | 7 便所 | 略 | | | |
| | (7) 略 | 略 | | | (7) 略 | 略 | | |
| | (8) <u>用途面積が2,000㎡以上の公共的施設(共同住宅を除く。)のみ以下アからウまでに記入</u> <u>ア 不特定多数利用便所を不特定多数の者が利用する階の階数に相当する数以上設けること</u> <u>イ 不特定多数利用便所は特定の階に偏らない等利用に支障がないこと</u> <u>ウ 不特定多数利用便所を設ける階への車椅子利用者用便房の設置数について、以下(ア)から(ウ)までに記入</u> | 適 否 | | | | | | |

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

| 改正後 | | | | 現行 | | | |
|----------------|--|------|----|----------------|---|------|----|
| | (ア) 便所設置階 の床面積が10, 000㎡以下の場 合 1 | 適 否 | | | | | |
| | (イ) 便所設置階 の床面積が10, 000㎡を超え40 ,000㎡以下の 場合 2 | 適 否 | | | | | |
| | (ウ) 便所設置階 の床面積が 40,000 ㎡を超 える場合 2 に 40,000 ㎡を超 える床面積 20,000 ㎡ごと に 1 を加えた 数 | 適 否 | | | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| (第5面) | | | | (第5面) | | | |
| 整備項目 | 整備基準 | 整備状況 | 摘要 | 整備項目 | 整備基準 | 整備状況 | 摘要 |
| 10 観覧席 及び客席 | (1) 観覧席又は客席の 座席の総数 | 略 | | 10 観覧席 及び客席 | (1) 観覧席又は客席の 総数 | 略 | |
| | (2) 車椅子使用者用部 分の数 (座席の数が 400以下の場合は2以 | 区画 | | | (2) 車椅子使用者用観 覧席又は客席の席数 (席の数が100席以 | 席 | |

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

| 改正後 | | | | 現行 | | | |
|----------------------------------|---|---|--|---|---|--|--|
| | 上、 <u>400</u> を超える場合は2に <u>400</u> を超える座席の数200ごとに1を加えた数以上) | | | | 下の場合は1以上、 <u>100</u> 席を超え <u>400</u> 席以下の場合は2以上、 <u>400</u> 席を超える場合は2に <u>400</u> 席を超える席数200席ごとに1を加えた数以上) | | |
| | (3) 各車椅子使用者用部分の <u>1</u> 区画当たりの大きさ(間口×奥行) | 略 | | (3) 各車椅子使用者用観覧席又は客席の <u>1</u> 席当りの大きさ(間口×奥行) | 略 | | |
| | (4) 観覧席又は客席を有する室の出入口から、 <u>車椅子使用者用部分</u> に至るそれぞれ1以上の通路について、以下アからエまでに記入 ア～エ 略 | 略 | | (4) 観覧席又は客席を有する室の出入口から、 <u>車椅子使用者用の席</u> に至るそれぞれ1以上の通路について、以下アからエまでに記入 ア～エ 略 | 略 | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| (第6面) | | | | (第6面) | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 設整備項目表(建築物以外の公共交通機関の施設) (第1面) | | | | 設整備項目表(建築物以外の公共交通機関の施設) (第1面) | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

| 改正後 | 現行 |
|---------------------------|---------------------------|
| 略 (第2面) | 略 (第2面) |
| 略 (第3面) | 略 (第3面) |
| 略 (第4面) | 略 (第4面) |
| 略 (第5面) | 略 (第5面) |
| 略 (第6面) | 略 (第6面) |
| 略 (第7面) | 略 (第7面) |
| 略 施設整備項目表(道路) | 略 施設整備項目表(道路) |
| 略 | 略 |
| 略 施設整備項目表(公園) (第1面) | 略 施設整備項目表(公園) (第1面) |
| 略 | 略 |
| 略 (第2面) | 略 (第2面) |
| 略 | 略 |

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則：新旧対照表

| 改正後 | 現行 |
|--------------------|--------------------|
| (第3面) | (第3面) |
| 略 | 略 |
| 施設整備項目表（建築物以外の駐車場） | 施設整備項目表（建築物以外の駐車場） |
| 略 | 略 |
| 略 | 略 |
| | |